

## 米国におけるインターネット課税の凍結継続

### 1 電子商取引と課税

電子商取引が増加の傾向にあることは、2005年6月の経済産業省の調査 (<http://www.meti.go.jp/press/20050628001/20050628001.html>) によっても明らかである。この調査によれば、2004年のB to B取引は約102兆7,000億円（前年比33%増）、B to C取引は約5兆6,000億円（前年比28%増）、C to C（ネットオークション）取引は約7,800億円である。

このように取引量が増大する電子商取引に対して、新税等の課税を行うという動きは、世界各国で起こっていない。その理由は、国際的合意が成立しているからである。この現行の電子商取引と課税問題の枠組みを決定したのは、1998年10月にカナダのオタワで開催されたOECD加盟国の閣僚による会議（オタワ会議）であり、この会議の結果、新税等を導入することによる電子商取引に対する差別的取扱いを行わないことも合意をみている。

### 2 米国におけるインターネット課税の沿革

米国の連邦税は、税収の約9割相当が直接税で占められている。これに対して、米国の州又は市町村等の地方税は、小売段階で課される売上税等の間接税の税収比率が連邦税と比較して高いといえる（平均すると売上税等の州税収に占める割合は3割以上といわれている。）。米国州政府等は、新しい財源として、インターネッ

トのプロバイダーへの接続料等のサービスに対して新税を課税すること等を検討していた。

このような州等によるインターネットを課税対象とする新税創設の動きに対して、IT産業界等を中心にこれらの新税等の課税を凍結する法律策定の動きが起こり、1997年3月に米国の上院及び下院において、インターネット税凍結法案（The Internet Tax Freedom Act：以下「凍結法」という。）が提案され、審議を経て1998年10月にこの法案は成立している。この凍結法は、州等がインターネットの接続料等に対して新税を課税することを3年間禁止したものである。そして、3年後の2001年10月21日に適用期限が切れたが、2001年11月16日に凍結法を2年延長する法案が上院を通過して2003年11月1日まで同法の適用が延長されていた。

2003年11月1日に、この凍結法を再延長する法律案であるインターネット税禁止法案（Internet Tax Nondiscrimination Act：以下「禁止法」という。）が米国議会の下院は通過したが上院における審議でこう着状態となったため期限切れとなり、2003年11月の期限切れ以降、しばらくの間、州税等の課税の凍結が解除された状態になっていた。その後、2004年7月に、ニューハンプシャー州ではインターネット電話等に課税するという案が出されたが、その導入を見送っているという動きもあった。禁止法は、2004年4月に上院で修正後に可決され（法案番号：S.150）、2004年11月に下院を通過して、2004年12月3日にブッシュ大統領が署名をして

# Topics of International Taxation

法律として成立している（法律番号108-435）。  
このように、凍結法は、2007年11月1日までの  
延長ということで決着している。

## 3 凍結法の延長法案

2007年9月26日、米国財務長官と商務長官は  
米国上院に対して声明を発表し、凍結法の期限  
を恒久的とすることを要請した。米国上院は、  
第110議会において、凍結法（Internet Tax  
Freedom Act: ITFA）の延長法案（ITFA  
Extension Act of 2007）について2007年5月  
23日に審議を開始している。この法案（法案番  
号：S.1453）は、全3条から構成される短い  
法律案であり、第2条に凍結法を4年延長して  
2011年までと規定している。

## 4 米国の動向が注目される理由

凍結法は、米国連邦政府が、インターネット  
・アクセス等に対する州等の新税による課税  
を禁止する内容であり、多州間に関わる事項で  
あることから連邦の権限により法的規制を行っ  
ているものである。しかし、その内容は、米国の  
国内問題であり、日本を含めて外国政府等が  
関与する事項ではない。他方、EUの欧州評議  
会は、電子商取引に対する付加価値税の適用を  
検討しており、2002年5月に特定のネット取引  
に対する付加価値税の課税を正式に決定してい  
る。

先進各国では法人税率の引下げ等が盛んであ  
り、カナダは、2007年10月に2012年までに現行  
の34%の税率を25%に引き下げることが発表し  
ている（読売新聞2007年12月30日朝刊）。先進  
諸国の法人税率は、次第に25%を切るラインに  
収斂を始めている。このように、企業の国際的  
競争力の維持の観点から、法人税率等の長期的

な低落傾向の中で、財政面からみれば、電子商  
取引（インターネット）に課税を行うというこ  
とは、安定的な税収を得るための一つの方策で  
あることは1990年代初頭からいわれ続けたこと  
である。しかし、本論冒頭で述べたように、  
1998年のオタワ会議の合意の効力が継続して  
おり、当分の間、新税の導入等の見込みはない。  
そこへ、米国の法律により、恒久的にインター  
ネットに対する州税の課税が禁止されるのであ  
れば、さらに、インターネットに対する課税は  
議論の対象から外れることになる。

では、何故、インターネットに対する課税は  
将来的に生じる事項なのかという点であるが、  
1990年代に、ヨーロッパでは、インターネット  
に対する新税としてビットタックスが検討され  
た時期がある。米国は、このような動きを国内  
では凍結法により、国際的にはオタワ会議によ  
り封じ込めて、現在、新税課税の動きは封印状  
態である。しかし、付加価値税の税収比率の高  
いEU諸国では、米国とは異なり、特定のネッ  
ト取引に対して課税する動きがある。

インターネットの課税問題の鍵は、米国がこ  
の課税に踏み切るのかどうかであるが、州税と  
はいえ、課税凍結の理由として、国内的には税  
が情報社会の発展を阻害するという意見も多い  
ことから、当分の間、新税課税問題は水面下と  
いうことになろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好